

令和 8 年 9 月 2 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定に基づき、地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があったので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

岡山県知事 伊原木 隆太

記

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社びぜん米粉ファーム（備前市三石 1 番地）
代表取締役 北川 昌昭
- 2 休止又は廃止の別
廃止
- 3 廃止年月日
令和 8 年 8 月 31 日
- 4 廃止しようとする業務
登録の区分 品位等検査
農産物の種類 国内産玄米

登録番号52登録年月日平成28年11月17日

登録検査機関の名称株式会社びぜん米粉ファーム

代表者氏名代表取締役北川昌昭

主たる事務所の所在地備前市三石1番地

登録の区分品位等検査

農産物の種類国内産玄米

農産物検査を行う区域

農産物検査員氏名農産物の種類証明書番号

岡山県大森正則玄米K3328585

成分検査業務受委託先

受委託の区分登録検査機関の名称代表者氏名主たる事務所の所在地

備考

略称「(株)びぜん米粉ファーム」、農産物検査業務の廃止(R8.8.31)、農産物検査員の抹消(1名)。

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。